

## 障害児通所支援ご利用にあたっての注意事項



- 1 受給者証の期限は、児童の誕生月の末日までです。
  - 引き続きサービスの利用をご希望する場合は、事前に市から更新手続きのお知らせが届きますので、お手続きをしてください。
  - 支給決定期間が終了した受給者証御自宅で破棄してください。
- 2 サービスの利用内容を変更する場合は、事前に申請が必要です。
  - 変更の適用は、申請のあった月の翌月からとなります。
  - 申請に必要な書類は、塩尻市公式ホームページからダウンロードいただけます。また、ご要望があれば、ご自宅に郵送することも可能です。
  - 新しい受給者証がご自宅に届いたら、利用先の事業所に新しい受給者証を提示してください。

（ケース1）すでに決定している支給内容を変更したい。

（例）月5日（週1日）利用していたが、月10日（週2日）に増やしたい。

- ① 現在利用している事業所に相談してください。
- ② 相談支援事業所に相談してください。サービス等利用計画を変更します。

（ケース2）利用する事業所を増やしたい。

（例）今まで A 事業所のみを利用していたが、B 事業所も加え、2か所の事業所を利用したい。

- ① 新たに利用したい事業所に相談してください。
- ② 相談支援事業所に相談してください。サービス等利用計画を変更します。
- ③ 市福祉支援課にご連絡ください。場合によって「利用者負担上限額管理依頼届出書」の提出が必要になります。

※2事業所の利用者負担額が上限額を超えないように調整する事業所を届け出る必要があります。利用者負担額が0円の場合等必要ない場合もあります。必要な場合は、届出書を上限額管理する事業所に送付するので、事業所で記入してください。

裏面もご確認ください

(ケース3) 氏名が変更となる、市内で転居(引っ越し)するなど。

市福祉課に「障害児通所給付費支給申請内容変更届出書」を提出してください。

3 市外に転出する。

市外に転出する場合は、塩尻市が交付した受給者証を使用することはできません。継続してサービスの利用をご希望される場合は、転出先の市区町村に相談してください。

4 同じ日に複数の事業所を利用することはできません。学校が長期休暇の時などご注意ください。

(例) 午前中に A 事業所を利用し、同じ日の午後に B 事業所を利用することはできません。

5 障害児通所サービスに加えて、補装具の購入や障害者福祉サービス(短期入所、行動援護等)を御利用され、利用者負担額をお支払いされた場合は、領収書を保管しておいてください。後日還付がある場合があります。



お問い合わせ先

塩尻市福祉支援課障がい福祉係

399-0786

長野県塩尻市大門七番町3番3号 塩尻市保健福祉センター1階

電話 0263-52-0280(代表) FAX 0263-52-7732